

九州工業大学受託研究取扱要項

昭和 6 1 年 1 2 月 1 日
学 長 裁 定

改正 平成 5 年 1 0 月 6 日
平成 9 年 6 月 9 日
平成 1 0 年 5 月 7 日
平成 1 3 年 3 月 3 0 日
平成 1 4 年 6 月 5 日
平成 1 6 年 3 月 1 7 日
平成 1 6 年 5 月 2 1 日
平成 1 7 年 3 月 2 日
平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日
平成 1 8 年 3 月 2 2 日
平成 1 8 年 9 月 6 日
平成 1 9 年 3 月 1 4 日
平成 2 1 年 4 月 3 日
平成 2 2 年 2 月 1 0 日
平成 2 3 年 1 2 月 7 日
平成 2 5 年 1 2 月 4 日
令和 元年 6 月 2 6 日
令和 2 年 9 月 2 5 日
令和 3 年 6 月 2 日

九州工業大学受託研究取扱要項

(目的)

第 1 条 この要項は、九州工業大学受託研究取扱規則（平成 1 4 年九工大規則第 2 1 号。以下「規則」という。）第 2 6 条の規定に基づき、受託研究の申請手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(安全保障輸出管理制度)

第 2 条 学長は、受託研究の受入れに際しては、規則第 3 条の 2 の規定に基づき、九州工業大学安全保障輸出管理規程（平成 1 8 年九工大規程第 5 号。以下「安全輸出管理規程」という。）の定めにより、適正に処理するものとする。

2 学長は、前項に定める処理を行うため、研究代表者に安全保障輸出管理チェックシート（以下「チェックシート」という。）を提出させるものとする。

3 学長は、前項により提出されたチェックシートに基づき、必要があると認めたときは、研究代表者に九州工業大学安全保障輸出管理実施手順（平成 1 8 年 3 月 1 日学長裁定）第 4 条から第 6 条に定める手続きを命じたうえで、受託研究の受入れの可否を決定するものとする。

(受託研究契約書)

第 3 条 規則第 9 条の契約は、契約書により行う。

2 契約書の書式及び内容は、本学と委託者が協議のうえ、定めるものとする。

(研究費等の納入)

第 4 条 規則第 1 2 条第 1 項第 1 号の直接経費及び、第 1 2 条第 1 項第 2 号の間接経費、第 1 2 条第 4 項の研究成果譲渡対価は、本学が指定する日までに納入させるものとする。

(受託研究実施報告)

第 5 条 規則第 1 4 条の報告は受託研究完了の日から 6 0 日以内に行うものとする。ただし、国等の予算において、別に定めがある場合はこの限りではない。

(研究成果譲渡対価)

第6条 規則第12条第4項の研究成果譲渡対価は、研究代表者及び研究分担者1人1日就労分の基準単価を10万円とし、これに研究全工程に要する延べ日数を乗じた値を基準総額とする。

2 前項の対価は、契約締結において、委託者の要求、研究の背景、提供する研究の質等を考慮し、前項の基準総額と異なる額を設定することができるものとする。ただし、設定する場合は、基準総額の半額を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委託者により高額な設備の提供、貴重な技術情報の提供等の理由により、前2項で定める研究成果譲渡対価相当以上の利益を本学が享受すると認められる場合又は特別に理由がある場合は、学長は研究成果譲渡対価を減じ、又は無料にする等の特別の措置を講ずることができるものとする。

4 研究成果譲渡対価の学内における配分は、受託研究を実施する研究担当者が所属する研究室に70パーセント、大学に30パーセントとする。

(事業化成功報酬)

第7条 規則第12条第4項により本学が譲渡する発明等の実施による事業化成功報酬の料率は、委託者が得る当該発明等の実施に係る経常利益の1パーセントを下限とし、非常に高い付加価値及び波及効果を持つ場合は、委託者と協議し、これに加算することができるものとする。

2 前項の料率については、その後の委託者の技術開発努力や本学が提供した当初発明等の陳腐化等を勘案し、見直しについて協議することができるものとする。

3 事業化成功報酬が発生する基準については、譲渡契約締結時に、あらかじめ民間機関等と協議し、合意するものとする。

4 事業化成功報酬の学内における配分は、九州工業大学職務発明取扱規程（平成16年九工大規程第35号）第12条の特許補償の規定を準用する。

附 則

この要項は、昭和61年12月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成5年10月6日から施行し、この要項による改正後の九州工業大学受託研究事務取扱要項の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成9年6月9日）

この要項は、平成9年6月9日から施行し、この要項による改正後の九州工業大学受託研究事務取扱要項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年5月7日）

この要項は、平成10年5月7日から実施し、この要項による改正後の九州工業大学受託研究事務取扱要項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日）

この要項は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成14年6月5日）

この要項は、平成14年6月5日から実施する。

附 則（平成16年4月1日）

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成16年5月21日）

この要項は、平成16年5月21日から実施する。

附 則（平成17年3月2日）

この要項は、平成17年3月2日から実施する。

附 則（平成17年12月20日）

この要項は、平成17年12月20日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月22日）

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月3日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年3月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年12月4日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年 7月1日から実施する。